

## ○長野県警察術科技能検定に関する訓令

昭和29年11月20日  
県警察本部訓令第8号

長野県警察術科技能検定規程を次のように定める。

長野県警察術科技能検定に関する訓令

（目的）

第1条 この訓令は、警察術科技能検定に関する訓令（昭和29年警察庁訓令第10号）に基づき、長野県警察における警察官の術科中、逮捕術、拳銃操法及び救急法についての技能の検定（以下「技能検定」という。）に関する基準及び手続を定めることを目的とする。

（技能検定の目的）

第2条 技能検定は、術科教養の成果を検定して、その普及徹底に資することを目的とする。

（技能検定の基準）

第3条 技能検定は、級位制によって行うものとし、その合格基準は、別に定める。

（技能検定の実施者等）

第4条 技能検定の実施及び合格者の決定は、警察本部長が指定する者が行うものとする。

（技能検定の実施）

第5条 警察本部長は、あらかじめ技能検定の期日、場所、方法等を各所属長に通知するものとする。

（受検資格）

第6条 技能検定は、所属長（警察学校入校中の者については警察学校長）の推薦した者について行う。

（技能検定の免除）

第7条 警察大学校、管区警察学校又は他の都道府県警察（警察庁及び皇宮警察を含む。）において、技能検定に合格した者は、この訓令に定める級位に合格したものとみなす。

附 則（昭和33年3月13日県警察本部訓令第8号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、昭和33年3月13日から施行する。

附 則（昭和35年3月25日県警察本部訓令第10号抄）

1 この訓令は、昭和35年4月1日から施行する。

附 則（昭和35年4月30日県警察本部訓令第14号）

（施行期日）

1 この訓令は、昭和35年4月1日から適用する。

附 則（昭和35年6月15日県警察本部訓令第18号抄）

1 この訓令は、昭和35年4月1日から適用する。

附 則（昭和44年3月11日県警察本部訓令第6号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、昭和44年3月11日から施行し、昭和44年2月1日から適用する。

附 則（昭和49年8月16日県警察本部訓令第14号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、昭和49年8月16日から施行する。

附 則（昭和50年4月1日県警察本部訓令第7号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年2月27日県警察本部訓令第4号抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、昭和54年3月1日から施行する。〔以下略〕  
附 則（昭和60年1月24日県警察本部訓令第1号抄）  
（施行期日）
- 1 この訓令は、昭和60年1月24日から施行する。  
附 則（平成5年3月18日県警察本部訓令第2号抄）  
（施行期日）
- 1 この訓令は、平成5年4月1日から施行する。  
附 則（平成11年8月30日県警察本部訓令第10号抄）  
（施行期日）
- 1 この訓令は、平成11年9月1日から施行する。  
附 則（平成13年3月19日県警察本部訓令第8号抄）  
（施行期日）
- 1 この訓令は、平成13年3月22日から施行する。〔以下略〕  
附 則（平成13年3月30日県警察本部訓令第13号抄）  
（施行期日）
- 1 この訓令は、平成13年4月1日から施行する。  
附 則（平成18年3月27日県警察本部訓令第3号抄）  
（施行期日）
- 1 この訓令は、公布の日から施行する。〔以下略〕  
附 則（平成20年9月17日県警察本部訓令第9号抄）  
（施行期日）
- 1 この訓令は、公布の日から施行する。  
附 則（平成24年3月30日県警察本部訓令第9号抄）  
（施行期日）
- 1 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。  
附 則（平成25年3月29日県警察本部訓令第7号）  
この訓令は、平成25年4月1日から施行する。  
附 則（平成26年3月28日県警察本部訓令第5号抄）
- 1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。  
附 則（令和2年5月27日県警察本部訓令第11号抄）  
（施行期日）
- 1 この訓令は、令和2年6月1日から施行する。